

2021年度 大阪トップランナー育成事業

プロジェクト認定 募集要項

大阪トップランナー育成事業 ※1（以下「本事業」といいます。）は、医療・介護・健康分野等（これら以外の分野についても申請可能）において、新たな需要の創出が期待できる製品・サービスの事業化をめざす企業等 ※2 の有望なプロジェクトに対して大阪市が認定を行い、市場投入から販路拡大までコーディネータが伴走し必要に応じたオーダーメイド型の継続的サポートを実施することにより、将来的に大阪を代表するトップランナー企業の創出に寄与することを目的とします。

※1 本事業は、公益財団法人大阪産業局が運営しております。

※2 企業等・・・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者

又は同中小企業者を含む共同企業体並びにベンチャー企業をめざす法人及び個人

1 大阪トップランナー育成事業

1-1 本事業の趣旨

・本事業で認定されたプロジェクト（以下「認定プロジェクト」といいます。）を推進する際に生じた課題の解決や、戦略的な経営ノウハウ提供等を中心としたソフト面での継続的サポート（以下「ハンズオン支援」といいます。）を実施します。ハンズオン支援によって認定プロジェクトを成長軌道にのせつつ、将来にわたって自走できるだけの力を付けていただくことをめざします。

1-2 支援内容について

- ・ 事業化、売上拡大、事業拡大に向け、専任の担当コーディネータがハンズオン支援を行います。
- ・ ハンズオン支援は担当コーディネータが申請者と協議の上で作成する「ハンズオン支援進捗管理表」に基づき実施します。管理表でやるべきことを可視化し、必要に応じて専門知識を持ったプロの適切なサポートを行う事で事業の成長を加速させます。

1-3 ハンズオン支援（一例）

- ・ 担当コーディネータによるプロジェクトの支援計画立案、企業行動計画の立案、進捗管理など
- ・ 事業戦略作成支援（事業計画、財務計画、資本政策の立案、実行のサポートなど）
- ・ 製品・サービス開発支援（専門家によるアドバイス、アライアンス先のマッチングなど）
- ・ 知的財産関連支援（知的財産関連の出願前調査支援、出願支援、権利調査支援など）
- ・ 販路拡大支援（販促ツールの作成、販売戦略策定の支援、マッチング先の紹介など）
- ・ プロモーション支援（専門家によるアドバイス、プレスリリース作成支援、広告支援など）
- ・ 展示会出展支援（出展支援、事前準備サポート、出展後フォローサポートなど）
- ・ 仮説検証支援（仮説検証計画策定のサポート、PoC支援など）

1-4 費用の負担について

- ・ 担当コーディネータの人件費は公益財団法人大阪産業局が全額負担します。

- ・ 各認定プロジェクトの課題に応じたハンズオン支援を一部負担で受けることができます。ハンズオン支援の上限額は1社あたり40万円（税別。以下同じ。）とし、40万円を超えた部分は認定プロジェクトの実施主体である企業等（以下、「実施企業」といいます。）の負担となります。
- ・ 大阪市外企業及びみなし大企業 ※3 は40万円相当のハンズオン支援はありません。（担当コーディネータの人件費を除きます。）

※3 「みなし大企業」とは・・・

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・ 大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

1-5 支援期間について

ハンズオン支援期間は2021年10月1日～2022年3月31日です。

1-6 その他

- ・ 実施企業には関西みらい銀行からの助成金（50万円/社）が給付されます。
- ・ ハンズオン支援開始にあたっては、実施企業・公益財団法人大阪産業局と協定書を締結していただきます。
- ・ ハンズオン支援開始後は、進捗状況の確認及びプロジェクトの推進のために必要な事項を協議するため、実施企業・公益財団法人大阪産業局・大阪市において年1～2回以上のミーティング及び、実施企業・公益財団法人大阪産業局の担当コーディネータと月1回以上のミーティングを行っていただきます。
- ・ 本事業の認定により、大阪市の製品・サービスの購入において有利な取り扱いを受けられるものではありません。また、担当コーディネータによるハンズオン支援を基本とし、本市が担当部署を紹介するなどの直接的な支援を行うものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

2 申請者について

2-1 申請者の要件

- ・ 以下の【A】、【B】、【C】のいずれかに該当するものとします。
 - 【A】 大阪市内に本社または事業所を置く企業等
 - 【B】 大阪府内（大阪市外）に本社または事業所を置く企業等
 - 【C】 現在起業準備中で2022年3月31日までに大阪市内で起業する予定の個人
- ・ ただし、NPO法人、社団法人、医療法人、士業法人、大阪府内に事業所等を置かない企業等は単独での申請者又は複数の企業等で申請する場合の代表企業となることはできません。（「2-2 複数企業等が共同で申請する場合」参照）
- ・ 過去に本事業の認定を受けたプロジェクトは申請できません。
- ・ 申請者の役員、従業員及びこのプロジェクトを共同で実施する構成員が、暴力団員又は暴力団密接関係者である場合や、暴力団の利益になる、又はなるおそれがある場合は申請できません。
- ・ 申請時において他の機関等（大阪市を含む）が実施する、本事業に類似した公的な個別支援（ハンズオン支援、アクセラレーション）事業に参加している場合は申請できません。
 - 例： OIHシードアクセラレーションプログラム（OSAP）など

なお、申請後から本事業の支援期間中において、他の支援事業等との重複が判明した場合は、その時点で審査の中止、又は本事業の支援を即時終了しますのでご注意ください。

また、これらへの応募を予定しているときは、その旨を事務局にお申し出ください。

2-2 複数企業等が共同で申請する場合

- ・ 複数の企業が共同で申請することができます。この場合、代表となる1社を決定してください。
- ・ 代表企業は「2-1 申請者の要件」を満たす必要があります。
- ・ 代表企業は、認定申請書の作成、公益財団法人大阪産業局との連絡、各評価での面談・プレゼンテーションを、責任をもって行っていただきます。また、プロジェクトの進捗管理についても、代表企業が共同企業各社を取りまとめ、責任をもって行う必要があります。

3 申請対象プロジェクトについて

申請対象プロジェクトは、次の2点を満たすプロジェクトとします。

- ア. プロジェクトに新規性があり、売り上げの拡大が期待できるもの
- イ. 市場投入フェーズ（2022年3月31日までに上市すること）、又は市場開拓フェーズにあるもの

なお、支援の対象となる分野の指定はありませんが、次に掲げるテーマの例を参考にしてください。

○テーマの例

医療、介護、健康、福祉、IoT、AI活用、ビッグデータ活用等の分野での先進的なプロジェクト等。

（テーマの例はあくまで参考です。これら以外の分野についても申請可能です。）

4 募集期間

2021年5月14日（金）14：00 から2021年6月30日（水）15：00まで

5 プロジェクト認定の概要等

5-1 認定件数

最大10件（件数は、現時点での想定となっておりますので予告なく変更されることがあります。）

5-2 評価の基準

下記の視点について評価を行います。

- ① 代表者（事業推進者）の資質
- ② プロジェクトの有望性
- ③ プロジェクトの実現可能性
- ④ 大阪トップランナー育成事業との整合性
- ⑤ 社会・地域等への貢献度

5-3 審査の流れ

プロジェクトの認定は、1次審査、2次審査及び有識者審査会を経て決定します。

① 1次審査

- ・ 認定申請書（6-1 提出書類を参照）をもとに書類審査を行います。

② 2次審査

- ・2次審査用の提出書類（6－1提出書類を参照）が必須となります。
 - ・認定申請書及び提出書類をもとに、対面形式の面談審査を行います。（注）
 - ・面談審査には申請企業等の代表者の参加を必須とします。
 - ・必要に応じて、専門家による技術評価、財務調査を実施します。
 - ・技術評価、財務調査の際に追加資料を提出いただく場合があります。
 - ・技術評価はオンラインで実施する予定です。
 - ・2次審査の時間・場所等の詳細は、別途、事務局より1次審査通過企業等に対して連絡します。
- （注）状況によってはオンラインでの審査に変更されることがあります。

③ 有識者審査会

- ・認定申請書及び提出書類をもとに、対面でプレゼンテーションを行っていただき、面談審査を行います。（注）
 - ・有識者審査会用のプレゼンテーション資料の提出が必須となります。
 - ・有識者審査会には申請企業等の代表者の参加を必須とします。
 - ・有識者審査会の時間・場所等の詳細は別途、事務局より2次審査通過企業等に対して連絡します。
- （注）状況によってはオンラインでの審査に変更されることがあります。

④ プロジェクト認定

- ・有識者審査会の意見を踏まえ、大阪市がプロジェクト認定し、認定証を発行します。
- （審査の途中経過についてのお問合せには、一切応じかねますので、あらかじめご了承ください）

5－4 公募・審査期間中のサポート

① プロジェクト募集説明（任意閲覧）

大阪トップランナー育成事業の事業概要説明と募集要項の説明を動画でご覧いただけます。

- ・閲覧方法：プロジェクト認定にエントリーされた方のみ閲覧可能です。
- ご希望の方は、次のWebサイトよりエントリー願います。

https://www.sansokan.jp/events/eve_detail.san?H_A_NO=33492

② プロジェクト認定申請書作成セミナー（任意閲覧）

プロジェクト認定申請書作成セミナーを動画でご覧いただけます。セミナーでは認定申請書を作成するポイントについて解説を行います。全4回（4回とも同じ内容）実施。

- ・閲覧方法：プロジェクト認定にエントリーされた方のみ閲覧可能です。ご希望の方は、次のWebサイトよりエントリー願います。

https://www.sansokan.jp/events/eve_detail.san?H_A_NO=33492

③ オンライン個別相談会（任意参加）

ご希望の方には、オンラインで個別相談を実施します。（1企業等あたり30分程度）

- ・日時：2021年5月20日（木） 10：00～18：10

5月26日（水） 10：00～18：10
 6月 1日（火） 10：00～18：10
 6月 7日（月） 10：00～18：10
 6月10日（木） 10：00～18：10
 6月15日（火） 10：00～18：10

- ・相談方法：WEB会議システムを利用します。PC、スマートフォン、タブレット等から接続していただきます。インターネット（固定回線・モバイル）環境が必要です。
- ・申込：参加ご希望の方は、次のWebサイトよりお申し込みください。

https://www.sansokan.jp/enquete/?H_ENQ_NO=33450

- ・オンライン個別相談では皆さまのご質問（事業概要、ハンズオン支援事例、審査の流れ、申請書作成のポイントなど）にお答えします。作成された申請書の添削や具体的なアドバイスは行いません。

5-5 スケジュール

項目	日時
公募開始	5月14日（金） 14：00
募集要項説明（動画配信）	プロジェクト認定にエントリーされた方に個別メールでご案内致します。
プロジェクト認定申請書作成 オンラインセミナーを4回実施	プロジェクト認定にエントリーされた方に個別メールでご案内致します。
オンライン個別相談	5月20日（木） 10：00～18：10 5月26日（水） 10：00～18：10 6月 1日（火） 10：00～18：10 6月 7日（月） 10：00～18：10 6月10日（木） 10：00～18：10 6月15日（火） 10：00～18：10
1次審査用認定申請書提出期限	6月30日（水） 15：00 必着
1次審査結果通知	7月上旬（予定）
2次審査用 認定申請書及び 関連書類提出期限	7月30日（金） 15：00 必着
2次審査会	8月3日（火）又は 8月4日（水） 9：00～19：00 の間で40分程度
2次審査結果通知	8月上旬（予定）
プレゼンテーション資料の提出期限	8月27日（金） 15：00 必着

有識者審査会	9月2日（木）又は 9月3日（金）の 10：00～18：00の間で40分程度
選定結果通知	9月下旬（予定）
認定プロジェクトメンタリング	9月下旬～10月上旬（予定）
ハンズオン支援開始	10月開始（予定）
認定証授与式	10月中旬（予定）

- ・ 上記日程は変更になることがあります。
- ・ プレゼンテーション資料の提出がない場合、有識者審査会へ参加することができません。
- ・ 申請企業等の代表者は、「2次審査会」及び「有識者審査会」への参加を必須とします。
- ・ 「2次審査会」、「有識者審査会」は、オンラインでの審査に変更される場合があります。その際には事前にご案内いたします。

6 申請方法

6-1 提出書類

1次審査用			
申請者区分	大阪市内企業 (法人・個人)	大阪府内の 市外企業 (法人・個人)	起業準備中の個人 ※4
① 1次審査用 認定申請書	○	○	○

2次審査用			
申請者区分	大阪市内企業 (法人・個人)	大阪府内の 市外企業 (法人・個人)	起業準備中の個人 ※4
② 2次審査用 認定申請書 (要押印)	○	○	○
③ 直近3営業年分の 決算書の写し	○ ※5	○ ※5	-
④ 大阪市税 (全税目) の 納税証明書 大阪府内の大阪市外企業 は大阪府税 (全税目) の 納税証明書	○ ※6	○ ※6	-
⑤ その他	-	-	○ ※7

有識者審査会用			
⑥ プレゼンテーション資料	○ ※8	○ ※8	○ ※8

(凡例) ○：提出が必要です ー：提出の必要はありません

※4 「起業準備中の個人」とは、2022年3月31日までに大阪市内での開業される方をいいます。

※5 決算書とは、下記のことを指します。

【法人の場合】決算報告書一式 (税務署に提出したもの全て)

ア) 法人税確定申告書

法人税申告書別表一～十六（固定資産台帳含む）

※別表一は税務署受付印のあるもの

※電子申告で受付印が無い場合はメール詳細で代用可

イ) 決算書

貸借対照表

損益計算書

株主資本変動計算書

販売費及び一般管理費

個別注記表

キャッシュフロー計算書

ウ) 勘定科目内訳明細書

エ) 法人事業概況説明書

オ) 印鑑証明書（発行3カ月以内のもの）

カ) 履歴事項全部証明書（発行3カ月以内のもの）

【個人事業主の場合】 所得税確定申告書一式（税務署に提出したもの全て）

キ) 貸借対照表（青色申告の場合）

ク) 損益計算書（青色申告の場合）または 収支内訳書（青色申告以外の場合）

ケ) 所得税確定申告書第一表（税務署受付印のあるもの）の写し

※電子申告で受付印が無い場合はメール詳細で代用可

コ) 印鑑証明書（発行3カ月以内のもの）

サ) 住民票（発行3カ月以内のもの）

- ・なお、複数企業で申請される場合は、申請企業全社分の決算書を提出ください。
 - ・創業後3年未満の場合は、創業年度以降の決算書を提出ください。
- また、必要に応じてその他の書類の提出をお願いする場合があります。

※6 未納の額が無いことがわかるもの

認定申請書の提出時点で発行から3カ月以内のもの

複数企業で申請される場合は、申請企業全社分を提出ください。

※7 住民票（発行3カ月以内のもの）

※8 指定のフォーマットはございません。

Microsoft PowerPoint2010 以降で使用できるファイル形式で作成をお願いいたします。

6-2 認定申請書の入手方法

- ・下記よりエントリーして下さい。

https://www.sansokan.jp/events/eve_detail.san?H_A_NO=33492

- ・エントリー完了後、認定申請書のダウンロード先をメールにてお知らせします。
- ・そちらから「プロジェクト認定申請書」フォーマット (wordファイル) をダウンロードしてください。

6-3 提出方法

提出書類 1次審査用 認定申請書

提出方法 電子メールのみ

留意事項

- ① PDF 化して電子メールで oubo-tr@obda.or.jp へてにご提出ください。
- ② 容量制限により、5 MB を超えるメールは受信できません。5 MB を超える場合は、ファイルを分割するか、圧縮して送信してください。

※ファイルを圧縮して送信する場合は、必ず ZIP 形式で圧縮してください。

- ・ 出書類の受領後 2 営業日以内に、認定申請書に記載されたアドレスへて、受領メールをお送りします。受領メールが届かない場合は、提出書類を受理できていない可能性がありますので、8 の問い合わせ先までお問い合わせください。
- ・ 2 次審査・有識者審査会に必要な提出書類・提出方法については、1 次審査通過企業等に対して、事務局より別途連絡します。

7 注意事項

7-1 提出書類

提出された書類はお返ししません。

7-2 個人情報等

申請書類における個人情報及び法人情報は、公益財団法人大阪産業局及び大阪市が大阪トップランナー育成事業の運営のみに使用し、その他の目的に使用することはありません。

また、承諾なく第三者に提供することはありません。

7-3 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する場合があります。

- ① 申請資格を有しないことが判明したとき
- ② 同一の者が複数の応募をしたとき (この場合はいずれの申請も選定から除外)
- ③ 審査員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めたとき
- ④ 申請書類等に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- ⑤ 指定の期日までに審査に必要な書類又はデータを提出しなかったとき

- ⑥ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為を行ったとき

7-4 認定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、認定を取り消す場合があります。

- ① 認定されたプロジェクトに適合しない事業を実施しているとき
- ② 大阪市の信用を著しく失墜させる行為をしたとき
- ③ 破産、会社更生、民事再生等の法的手続きを申請したとき
- ④ 各法令等に抵触する行為をしたとき又はその恐れがあるとき
- ⑤ その他、個別支援を行うことが適切でないと公益財団法人大阪産業局が判断する事実が判明したとき

7-5 認定プロジェクトの公表等

認定を受けたプロジェクトについては、プロジェクトの名称や概要、企業名・代表者名等を公表します。また、成果等について広くPRして、認知度の向上を図ります。公表する成果等の範囲については事前に相談させていただきます。

7-6 その他

- ① 事業報告

実施企業には、支援期間中及び支援が終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、認定プロジェクトの成果等について、報告書の提出依頼および訪問ヒアリングを行いますので、その際にご協力をお願いします。

- ② 知識経験等の還元

大阪の中小企業振興に寄与するため、講演講師などにより、知識や経験等の提供を求めることがあります。

8 お問い合わせ先・申請書類提出先

<お問い合わせ先>

「大阪トップランナー育成事業」運営事務局

TEL：06-6271-0303（プロジェクト認定担当）

E-mail：oubo-tr@obda.or.jp（申請専用アドレス）

お問い合わせ受付時間：10時～18時（土・日・祝日を除く平日）